

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
（当日起が休日に当たるときは、その翌日）

鳥取県人事委員会規則第二十四号

職務に専念する義務の特例に関する規則の一部を改正する規則

職務に専念する義務の特例に関する規則（昭和三十一年十二月鳥取県人

事委員会規則第二十号)の一部を次の

卷之三

△人委規則
る職務に専念する義務の特例に関する規則の一部を改正す
る規則

県費負担教職員の休暇に関する規則の一部を改正する規

貞

職員の初任給を改正する規則 **昇格等の基準に関する規則の一一部**

職員の給手の支給二箇十る規則の一節三段三十三る規則

卷之三

管理職手当に関する規則の一部を改正する規則

期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

卷之三

人事委員會規則

職務に専念する義務の特例に関する規則の一部を改正する規則をここに定める。

昭和四十七年十二月二十七日

鳥取県人事委員会委員長 森本繁藏

場合

第二十六号の次に次の二号を加える。

二十六の二 年末年始の場合 十二月二十九日から同月三十一日までの期間並びに一月一日及び同月三日

十二月二十九日から同月三十一日までの期間並びに一月一日及び同月三日

附 則 この規則は、公布の日から施行する。

県費負担教職員の休暇に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和四十七年十二月二十七日

鳥取県人事委員会委員長 森 本 繁 蔵

鳥取県人事委員会規則第三十五号

県費負担教職員の休暇に関する規則の一部を改正する規則

県費負担教職員の休暇に関する規則（昭和三十一年十一月鳥取県人事委員会規則第十九号）の一部を次のように改正する。

第四条第十二号を次のように改める。

十二 公務による負傷又は疾病の場合
必要と認める期間

第四条第十二号の次に次の二号を加える。

十二の二 私事による負傷又は疾
病の場合
九十日をこえない範囲内で最少限度必要と認める期間

第四条第十三号の二の次に次の二号を加える。

十三の三 妊娠中の女子職員が通勤に利用する交通機関の混雑の程度が母体の健康維持に重大な支障を与える程度に及ぶものと認められる場合

正規の勤務時間の始め又は終りに一日につき一時間をこえない範囲内でそのつど必要と認められる期間

正規の勤務時間の始め又は終りに一日につき一時間をこえない範囲内でそのつど必要と認められる期間

十三の四 妊娠中の女子職員が、二週間をこえない範囲内でそのつ次号に定める場合を除き、妊娠に起因する障害のため勤務することが困難であると認められる場合

正規の勤務時間の始め又は終りに一日につき一時間をこえど必要と認める期間

正規の勤務時間の始め又は終りに一日につき一時間をこえど必要と認める期間

正規の勤務時間の始め又は終りに一日につき一時間をこえど必要と認める期間

二十八の二 年末年始の場合 月三日

二十八の二 年末年始の場合 月三日

十二月二十九日から同月三十一日までの期間並びに一月一日及び同月三日

十二月二十九日から同月三十一日までの期間並びに一月一日及び同月三日

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和四十七年十二月二十七日

鳥取県人事委員会委員長 森 本 繁 蔵

鳥取県人事委員会規則第三十六号

職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する
規則

職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（昭和三十二年十月鳥
取県人事委員会規則第十号）の一部を次のように改正する。

第八条第一項中「一級」を「一等級」に改める。

第十条の二第一項第一号中「第十号若しくは第十一号」を「第十号、第
十号の二若しくは第十一号」に改め、同号(1)中「第十号」を「第十号の二」
に、「第十一号中私事による負傷又は疾病による」を「第十一号の二に掲
げる」に改め、同号(6)及び(7)を次のように改める。

(6) 職務専念の特例規則第三条の規定による義務免除（第十号の二の
事由及び第十一号の事由（第十七条第五項又は第六項の規定の適用
を受ける職員の復職の日から復職の日後の最初の昇給日までの間に
おけるものを除く。）に該当するものを除く。）

(7) 教職員の休暇規則第四条の規定による特別休暇（第一号、第二号
及び第十二号の二の事由並びに第十三号の事由（第十七条第五項又
は第六項の規定の適用を受ける職員の復職の日から復職の日後の最
初の昇給日までの間ににおけるものを除く。）に該当するものを除
く。）

第十条の二第一項中「第十号」の下に「、第十号の二」を加える。
第十三条ただし書を削り、同条第一号中「休職」の下に「（公務上の負
傷又は疾病による場合を除く。）」を加え、「第十号又は」を「第十号の
二若しくは」に、「第十一号」を「第十二号の二の規定」に、「若しくは」

を「又は」に改め、同条第六号中「職員」の下に「（人事委員会が承認し
た者を除く。）」を加える。

第十五条第一項第四号中「（公務上の負傷又は疾病による場合を除く。
）」を削る。

第十七条第一項中「第十号」の下に「、第十号の二若しくは第十一号」
を、「第十二号」の下に「、第十二号の二若しくは第十三号」を加える。

第二十二条第六号中「第八条の五第一項」を「第八条の五第一項第一号
若しくは第二号」に改め、同条第十号の次に次の一号を加える。

十の二 第八条の四第一項第四号若しくは第五号又は第八条の五第一項
第三号若しくは同条第二項の規定により給料月額が決定された場合に

おいては、あらかじめ人事委員会の承認を得て定める期間
別表第十二を次のように改める。

第二十二条第十二号中「第十号」を「第十号の二」に改める。
別表第十二を次のように改める。

別表第十二

休職期間等調整換算表

休職等の期間	換算率
給与条例第十二条の二第一号に規定する休職並びに職務専念の特例規 定による義務免除	三分の三以内

給与条例第十二条の二第一号及び

二号の規定による特別休暇の期間
及び教職員の休暇規則第四条第十

第三号に規定する休職並びに職務専念の特例規則第三条第十号の二及び第十一号の規定による義務免除並びに教職員の休暇規則第四条第十二号の二及び第十三号の規定による特別

休暇の期間
一分の一以内

六号の二」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

専従許可の有効期間
三分の二以内

給与条例第十二条の二第四号に規定する休職の期間
零（ただし、無罪判決を受けた場合は、事情により三分の三以内とすることができる。）

鳥取県人事委員会規則第三十八号

管理職手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和四十七年十二月二十七日

鳥取県人事委員会委員長 森 本 繁 蔵

管理職手当に関する規則の一部を改正する規則

管理職手当に関する規則（昭和三十三年十月鳥取県人事委員会規則第二十二号）の一部を次のように改正する。

第三条中「公務上負傷し又は疾病にかかり、」を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

昭和四十七年十二月二十七日

鳥取県人事委員会委員長 森 本 繁 蔵

鳥取県人事委員会規則第三十七号

期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

職員の給与の支給に関する規則（昭和二十七年三月鳥取県人事委員会規則第三号）の一部を次のように改正する。

昭和四十七年十二月二十七日

鳥取県人事委員会委員長 森 本 繁 蔵

第十四条第四項第四号中「昭和三十一年」の下に「十二月」を加え、「同条第十号中公務上の負傷又は疾病による場合」を「第十号及び第二十

鳥取県人事委員会規則第三十九号

期末手当及び勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則（昭和四十一年一月鳥取県人事委員会規則第四号）の一部を次のように改正する。

第八条第二項第四号中「第十号に掲げる事由（公務による負傷又は疾病の場合を除く。）」を「第十号の二に掲げる事由」に、「第十二号に掲げる事由（公務による負傷又は疾病の場合を除く。）」を「第十二号の二に掲げる事由」に改め、「休日」の下に「並びに一月一日、同月三日及び十二月二十九日から同月三十一日までの日」を加える。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。